

# 高槻ワーキングニュース

介護休業を取得予定の方、介護休業給付金を申請予定の事業主の方へ

平成28年8月1日以降に開始する介護休業から

## 介護休業給付金の「支給率」や 「賃金日額の上限額」が変わりました（厚生労働省）

介護休業制度は家族に介護が必要になった場合、休業出来たり、休業中の賃金が保障される制度です。

介護休業給付金の月額 =  $\boxed{\text{休業開始時の賃金日額}} \times \text{支給日数} \times \boxed{\text{支給率}}$

### ■支給率が引き上げられました

改正前：休業開始時の賃金の40%

改正後：休業開始時の賃金の67%

### ■賃金日額の上限額が引き上げられました

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額は、雇用保険の賃金日額の上限額（一定の年齢ごとに区分。介護休業開始時の年齢を問わず、この年齢区分が適用されます）をもとに決められています。

改正前：「30歳～44歳までの賃金日額の上限額」を適用

改正後：「45歳～59歳までの賃金日額の上限額」を適用

#### 【参考】

平成28年8月1日現在の各区分の上限額は以下のとおりです。

30歳～44歳まで…14,150円

45歳～59歳まで…15,550円

介護休業中の給料の支給条件や支給期間は各会社が定める介護休業規定により異なりますので、ご自身の勤務先でご確認下さい。多くの会社では通算して法定の93日まで、雇用保険からの支給になります。

介護休業中に勤務先から給料が支払われる場合は、その金額により、雇用保険から支払われる介護休業給付金が減額されます。



※詳細については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp>) をご確認ください。

## 9月は「障がい者雇用支援月間」です（高槻市）

人が働く理由はいくつもあります。「収入のため」「自己実現のため」、そして「社会に役立つため」。それは、障がいのある人もない人も変わりません。障がい者の就労は、近年急速に増えています。障がい者雇用支援月間は、誰もが職業を通じ、誇りを持って自立した生活を送ることができるよう、事業主のみならず、広く国民一般に対して障がい者雇用の機運を醸成するとともに、障がいのある人を支援するために設けられました。

市ではこの月間にあわせ、障がいのある人の雇用促進について、市民のみなさんに認識と理解を一層深めていただくとともに、障がいのある人へ労働相談などの雇用支援を推進していきます。

### ■ 障がい者雇用支援講演会&就職相談会(無料)

日時 平成28年9月29日(木) 13:30~  
場所 ゆう・あいセンター(市立障がい者福祉センター)  
高槻市城内町1-11 阪急高槻市駅から徒歩約15分



- ① 講演会 (13:30~15:00 4階研修室)  
※定員は50名で、対象は事業所の人事担当者、障がい者とその家族等、障がい者雇用に関心のある方

テーマ 「企業の障がい者雇用～課題と取組み～」

講師 株式会社 阪急ベーカリー

管理部 部長 山下 真弘 さん

- ② 就職相談会(15:00~16:30 4階第2会議室) ※予約制  
障がい者を対象としたハローワーク茨木による就職相談  
※当日会場での職業紹介はできません。

\*どちらも手話通訳があります。

### ■ 障がい者雇用相談

障がい者の雇用・就労に関する諸問題を解決するために、事業主や障がい者からの相談に対して、専門的な知識を有する相談員がお答えします。ご家族の方・施設職員など関係者の方のご相談もお受けします。相談費用無料、秘密厳守。

- ・曜日 第2・4月曜日(祝日の場合は火曜日)
- ・時間 13:00~16:00
- ・場所 総合センター12階 相談コーナー  
高槻市桃園町2-1

なお、ご相談に関してはあらかじめ電話・FAXで予約してください。



### ◆ 申込・問合せ先

産業振興課 TEL 072-674-7411 FAX 072-675-3133

# 平成28年10月1日から厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります（厚生労働省）

現在は一般的に週30時間以上働く方が厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入の対象ですが、平成28年10月1日からは週20時間以上働く方などにも対象が広がり、より多くの方がより厚い保障を受けることができます。※対象は従業員501人以上の会社です。

## 1. 将来もらえる年金が増えます

全国民共通の基礎年金に加えて、報酬比例の年金（厚生年金）が終身でもらえます。

モデルケース（月収88,000円）	保険料	増える年金額（目安）
40年間加入	月額8,000円／年額96,000円	月額19,300円／年額231,500円 × 終身
20年間加入	月額8,000円／年額96,000円	月額 9,700円／年額115,800円 × 終身
1年間加入	月額8,000円／年額96,000円	月額 500円／年額5,800円 × 終身

### <保険料と年金額のモデルケース（40年間加入）> ※金額は月額

※月収が増えると年金額も増えます。また受取開始後も、物価や賃金により上下するほか、少子高齢化による調整（減額）があります。



## 2. 障がいがある状態になった場合なども、より多くの年金がもらえます

厚生年金保険に加入中に万一障がいがある状態になった場合に、「障害厚生年金」が支給されます。また、万一お亡くなりになった場合も、ご遺族の方に「遺族厚生年金」が支給されます。

## 3. 医療保険（健康保険）の給付も充実します

ご自身の勤め先で健康保険に加入すると、賃金に応じた毎月の保険料（上記モデルケースでは、月額4,400円）でケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、賃金の3分の2程度の給付を受け取ることができます（傷病手当金、出産手当金）。

## 4. 会社も保険料も支払います。一部の方は保険料が安くなることがあります。

会社もあなたのために同じ額の保険料を支払います。つまり、自身が支払った保険料の2倍の額が支払われていることになり、それが将来の厚生年金につながります。また、現在ご自身で国民年金や国民健康保険の保険料を支払っている方は、自身が支払う保険料が安くなる場合があります。

※詳細については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）をご確認下さい。



# 三島地域はたらく人たちの法律セミナーのお知らせ(高槻市)

労働に関する法律知識を一緒に深めてみませんか？三島地域労働施策実行委員会（高槻市・茨木市・摂津市・吹田市・島本町）は、労働法を専門とする大学教授による連続講座を開催します。現在、就業中の方、学生や求職活動中の方など、どなたでも無料でご受講いただけます。

※事前申込が必要です。参加ご希望の方は下記連絡先へお電話かFAXで「①参加希望セミナー②お名前③一般・学生の別④事業所・団体名またはご住所⑤お電話番号」をお知らせ下さい。

## 第1回 『 安心して働きたい 』

～残業代ゼロ、派遣法・・・働き方のゆくえ～

- ・とき：10月7日（金）午後6：30～8：30
- ・場所：摂津市立コミュニティプラザ 会議室3・4
- ・講師：甲南大学 武井 寛 教授
- ・定員：50名

## 第2回 『 ブラック企業をきちんと見抜いて賢く就活する講座 』

～求職者のための労働法の基礎知識～

- ・とき：10月14日（金）午後6：30～8：30
- ・場所：島本町ふれあいセンター 3階 視聴覚室
- ・講師：龍谷大学 矢野 昌浩 教授
- ・定員：40名

## 第3回 『 わかりやすい「パートタイム労働者の権利」 』

～わたしの待遇はどうなっていくの？～

- ・とき：10月28日（金）午後6：30～8：30
- ・場所：茨木市福祉文化会館 202号室
- ・講師：京都府立大学 中島 正雄 教授
- ・定員：60名

## 第4回 『 ブラック企業の不都合な真実 』

～僕の残業時間は100時間を超える～

- ・とき：11月4日（金）午後6：30～8：30
- ・場所：高槻市立生涯学習センター 3階 研修室
- ・講師：大阪市立大学 根本 到 教授
- ・定員：50名

## 第5回 『 女性が輝けば会社も輝く！ 』

～出産・子育て・介護のために離職しない社会、ハラスメントのない職場のために～

- ・とき：11月11日（金）午後7：00～9：00
- ・場所：吹田市立勤労者会館 2階 大研修室（2）
- ・講師：滋賀大学 大和田 敢太 名誉教授
- ・定員：50名

主催：三島地域労働施策実行委員会  
（高槻市・茨木市・摂津市・吹田市・島本町）、  
大阪府総合労働事務所

協力：北大阪地域労働ネットワーク

●問合せ・予約申込 高槻市産業振興課

電話：072-674-7411

FAX：072-675-3133 まで



～次回のワーキングニュースは平成28年12月22日発行予定です～